

改正職安法10月施行、厚労省「求人メディア支援室」を新設

職業安定法上の募集情報等提供事業者（求人メディア）の対象を大幅に広げ、「届け出制」を導入する改正職安法が10月1日に施行となります。事業者の新たな運用ルールなどを定めた政省令・告示も固まり、6月上旬に公布されました。AIやITなどの急速な進化に伴い、多種多様な「雇用仲介サービス」が広がる中、利用者である求人企業と求職者の保護を第一義に、事業者の実態把握とサービス内容を踏まえた職業紹介との「境界整理」も進めます。厚生労働省は7月にも「求人メディア支援室」（仮称）を新設して、改正職安法の実効性ある運用にあたる方針です。

雇用仲介サービスには、職安法に位置づけられた職業紹介（許可事業）や既存の求人メディア以外にも、求人情報を集約化するアグリゲーターや人材データベース、SNS、スポットマッチング、クラウドソーシングなど、伝統的なイメージを超える多様なサービスが誕生しています。入職経路として活用が急速に拡大しており、こうした「新形態サービス」の実態把握は的確な雇用政策を打ち出すうえで欠くことのできない状況になっていました。

とりわけ、需給調整機能の一翼を担いながら急拡大する「新形態サービス」においては、職安法や労働基準法、労働者派遣法を把握した従来の人材サービス企業とは異なる分野から新規参入してくるケースも目立ち、労働法制の有識者から「玉石混交のプレーヤーが存在。現行の法律やルールで対処できているのか」との指摘も挙がっていました。また、サービスを競い合う事業者間でも、活用する求人・求職者視点からも「労働市場整備」は急務の課題でした。

今回の改正職安法で重要なのは、現場を管理監督する規制強化一辺倒ではなく、「マッチング機会を生み出す新たなイノベーションを阻害しない」という観点が盛り込まれている点です。

改正法に合わせて、厚労省は求人メディアの実態把握や指導監督を行う新たな組織を設置して体制強化を図ります。派遣や紹介事業などの法律を所管する需給調整事業課の傘下となる新設の支援室で、本格始動に向けて準備が進んでいます。2014年に誕生した「民間人材サービス推進室」（雇用政策課傘下）とは別の機能を担います。

改正法の中身に関するキーワードは「届け出制」「的確表示義務」「苦情対応」の3つです。「届け出」の記載事項は、事業者の氏名・名称、住所、連絡先、職業紹介事業者か派遣事業者の場合は許可番号（届出番号）、サービスの名称、サイトのURLで、登記事項証明書も添付します。また、毎年、「事業概況報告書」の提出が求められ、6月1日時点で提供している募集情報や利用者情報の概数、サービスの内容に加え、「募集情報の的確表示」「個人情報保護」「苦情の適切な処理」のために実施している措置を明記しなければなりません。提出期限は毎年8月末です。

このほか、求人メディアの「的確表示義務」「苦情対応」が現行法以上に求められ、指針に基づく助言・指導などに加え、改善命令や停止命令、立ち入り検査ができる法令違反に格上げされます。利用している求人企業は、現状に比べて優良事業者の見極めが可能になります。

短時間労働も雇用率算定対象に、労政審

労働政策審議会の障害者雇用分科会（山川隆一分科会長）は6月下旬、意見書の「今後の障害者雇用施策の充実強化」最終案を了承しました。2019年の障害者雇用促進法の改正から、3年後の見直し規定に沿ったものです。これを受け、厚生労働省は同法の改正作業に入り、今秋の臨時国会への提出を目指します。

主要な改正点は、（1）短時間（週10時間以上～20時間未満）勤務の法定雇用率への算定（2）法定雇用率以上の障害者を雇用している企業に支給する雇用調整金の単価の引き上げ——など。また、法改正ではありませんが、雇用率の軽減対象となっている産業の除外率はすでに廃止が決まっているものの、10年以上引き下げが行われていないことから、一律10ポイント引き下げるとしました。

ただ、除外率の廃止については「早期廃止」を主張する委員がいる一方、使用者側委員を中心に「雇用率の引き上げと除外率強化の時期が重ならないように配慮すべき」との意見もありました。また、発達障害者や難病患者など、障害者手帳を持たない人を法定雇用率算定の対象にすべきかどうかについては、専門機関による実態調査が進んでいることもあり、今回は「引き続き取り扱いを検討」と先延ばしされました。

66歳以上就労可能企業は38.3%

厚生労働省が発表した2021年「高齢者雇用状況等報告」によると、65歳定年企業は21.1%（前年比2.7ポイント増）とやや増え、66歳以上でも働ける企業は38.3%（同4.9ポイント増）、70歳以上でも働ける企業も36.6%（同5.1ポイント増）に増えたことがわかりました。高齢者雇用促進法の改正に伴い、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.7%あり、その内容は「継続雇用」が71.9%と依然として多数を占め、「定年の引き上げ」は24.1%、「定年制の廃止」は4.0%にとどまっています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号
令和元年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

